

退職にかかる年金手続きについて

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

《退職前の手続き》

退職をされますと、将来の年金受給に備え年金待機者としての登録が必要になりますので、「退職届書」を提出してください。年金待機者として登録されると「年金待機者登録通知書」が公立学校共済組合から届きます。年金支給開始年齢に到達するまで大切に保管してください。（退職後引き続き共済組合の組合員になる場合は、待機者登録はされません。）

1. 定年前退職者

退職予定者の報告をいただいた所属へ、12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。報告が済んでいない所属は至急、千葉支部 年金班までご連絡ください。

2. 定年退職者（昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方）

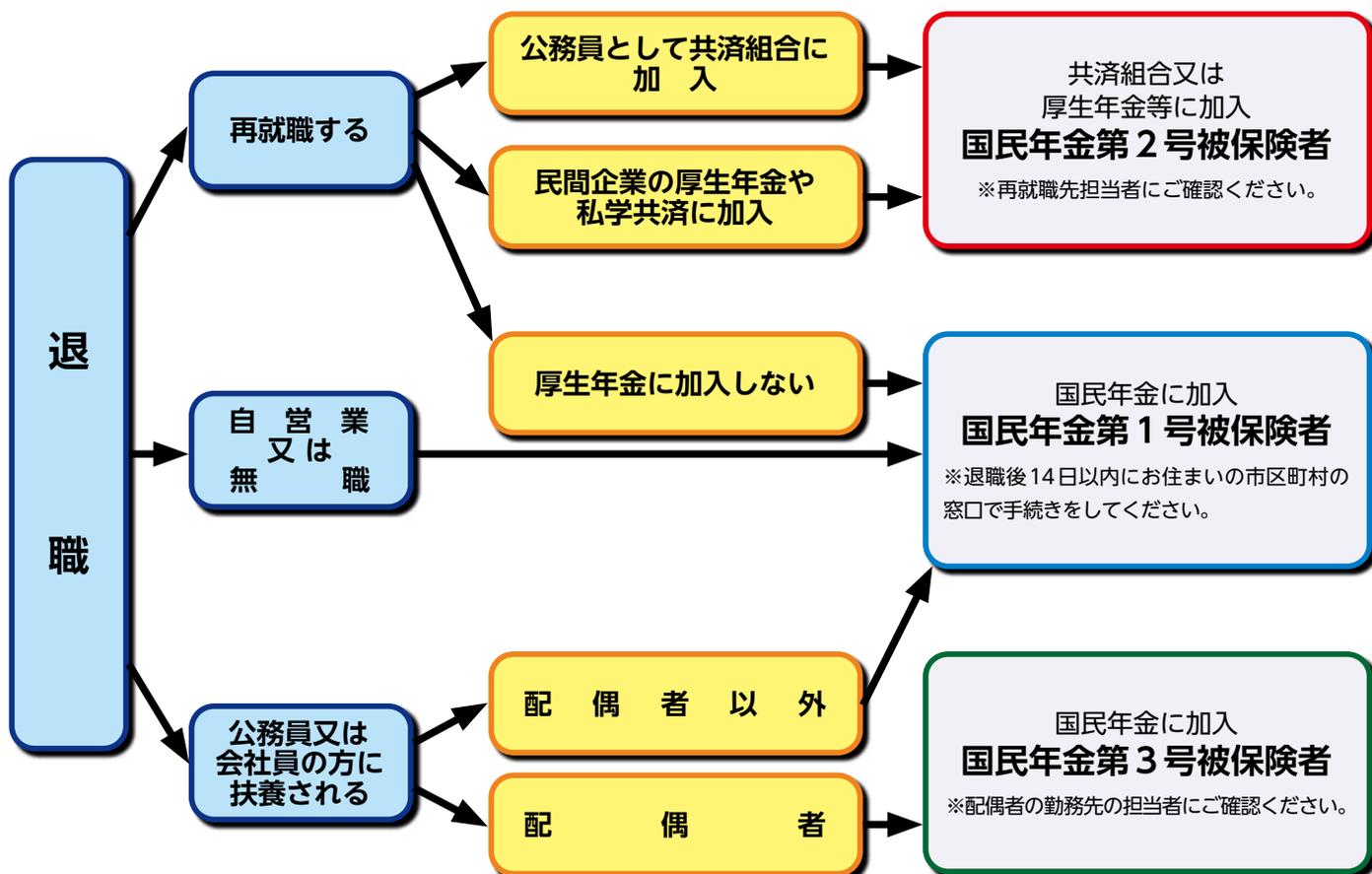
対象者の所属へ12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。

《退職後の手続き》

1. 定年前退職者

組合員が退職して組合員資格を喪失すると、国民年金第2号被保険者の資格も喪失します。

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、何らかの公的年金への加入が義務づけられています。60歳前に退職される方は、新たに公的年金への加入が必要になります。



2. 定年退職者（昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方）

定年退職者の場合、原則として公的年金への加入義務はありませんので手続きは不要ですが、**再就職をする場合は雇用形態によって厚生年金に加入することになります。**

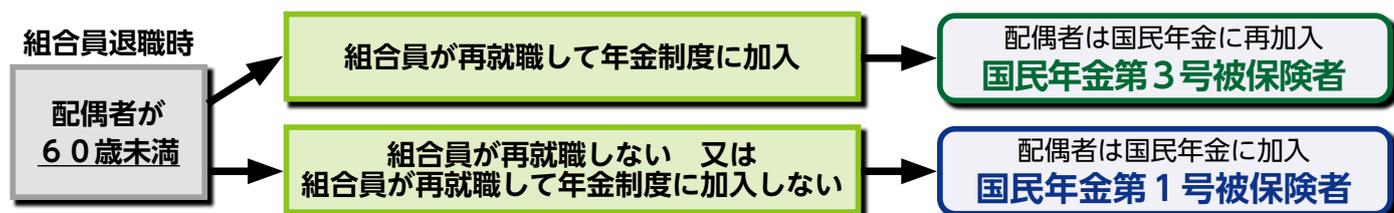


※退職後、**国民年金への任意加入**（60歳以上）をご希望の方はお住まいの市町村の窓口へご相談ください。

【被扶養配偶者がいる場合の手続き】

組合員が退職時に**60歳未満の配偶者**を扶養している場合は、組合員の退職と同時にその被扶養配偶者も国民年金第3号被保険者の資格を失いますので、**新たに公的年金への加入が必要**になります。国民年金加入の手続きは、お住まいの市区町村の窓口で行ってください。

なお、配偶者の年齢が**60歳以上**の場合は、**国民年金への加入義務はありません。**



健康づくりオンラインセミナーの実施について

お問い合わせ ☎
厚生班 043-223-4121

昨年度実施した「健康づくり出前講座」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送ることとなりました。

そこで、コロナ禍における運動不足解消のため、ご自宅のできる健康づくりオンラインセミナーを以下のとおり実施します。組合員の方はどなたでも申し込めますので、是非お申込みください！

●脳と身体のリフレッシュエクササイズ

令和3年1月30日（土）午後2時から約60分間（ライブ配信）

※2月12日（金）から10日間、同内容を録画配信する予定です。

録画配信は、期間内であればいつでも閲覧できます。

脳を活性化させるシナプソロジーにより、脳をリフレッシュします！
また、肩こりや腰痛予防、目の疲れを軽減するストレッチもを行い、疲労回復に繋がります。



●ヨガでリラックス

令和3年2月6日（土）午後2時から約60分間（ライブ配信）

※2月19日（金）から10日間、同内容を録画配信する予定です。

録画配信は、期間内であればいつでも閲覧できます。

簡単なヨガのポーズと呼吸法で、体をリラックスさせるプログラムです！
更に、疲労回復に欠かせない「睡眠」について、正しい知識を身につけます。



お申し込みは以下のページからお願いします。

<https://kouritu.dga.jp/chiba/225/>

※1月21日（木）申込期限

※本セミナーは定員制のため、申込者多数の場合は抽選にて決定します。

予めご了承ください。